

北海道告示第10775号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年6月3日

北海道知事 鈴木直道

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中川汲加入区の項の次に次の1項を加える。

臼尻・安浦加入区 函館市のうち安浦町、臼尻町及び豊崎町の区域

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中臼尻加入区及び安浦加入区の項を削る。